

しののめ nursery school (I) 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 憲章会
所 在 地	沖縄県南城市大里字大城1392番地
連 絡 先	098-943-1018
代表者氏名	理事長 石島 衛

2. 施設の概要

施設の種類	小規模型事業所内保育所			
施設の名称	しののめ nursery school (I)			
所 在 地	沖縄県南城市大里字大城1392番地			
	(電話番号) 098-943-1018			
	(FAX番号) 098-946-1128			
管 理 者	園長 石島 学			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学就学前児童			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
	5人	7人	7人	19人
開設年月日	2016 (平成28) 年 4月 1日			

3. 施設・設備の概要

建 物	鉄筋コンクリート造 3階建て2階部分 敷地面積 28,757 m ² 保育園の専有面積 160 m ²
施設の内容	保育室 ① 乳児室 0歳児 (ひよこ組) ② ほふく室 1歳児 (りす組) ③ 保育室 2歳児 (うさぎ組) 調理室、幼児用トイレ2箇所、シャワー設備有 職員トイレ、事務室、園長室兼医務室、園庭、砂場

4. 職員体制

職 種	人 数	常 勤	非常勤
園 長	1 人	1 人	人
副主任保育士	1 人	1 人	人
保 育 士	9 人	7 人	2 人
看 護 師	1 人	1 人	人
支 援 員	3 人	3 人	人
調 理 師	2 人	1 人	1 人
管理栄養士	1 人	人	1 人
	1 8 人	1 4 人	4 人

5. 事業の目的、運営方針

目 的	しののめ nursery school（以下「当園」という。）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受入、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的とします。
保育方針	「保育所保育指針」を遵守しながら、子どもの最善の利益を優先事項として、子どもが様々な人と出会い、関り、心を通わせる経験を重ねることができる場と、専門性を有する職員による保育を提供し、保育者と一緒に子どもの育ちを育むことができるよう、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密にして、子どもの育ちを援助します。

6. 基本理念・保育目標

<p style="text-align: center;">基本理念</p>	<p>【保育理念】</p> <p>(1) こどもを大切にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心身共に健康なこどもを育成する ②コミュニケーションが上手なこどもを育成する ③自立・創造力豊かなこどもを育成する <p>(2) 職員を大切にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員の自主性を尊重する ②職員相互の親睦・交流を奨励する ③職員の保育・介護・学習に努める <p>(3) 家族を大切にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家族の自立支援に努める ②こども・保護者・職員間のコミュニケーションを深める ③低所得者対策の一環として有償ボランティアを育成する
<p style="text-align: center;">保育目標</p>	<p>【保育目標】</p> <p>(1) 自分のことは自分でする子</p> <p>(2) 物事を最後までやりとげる子</p> <p>(3) 健康で明るい子</p> <p>(4) みんなと仲良くする子</p> <p>(5) 挨拶のできる子</p>
<p style="text-align: center;">子ども像</p>	<p>【子ども像】</p> <p>(1) 自分でできることの範囲を拡げながら意欲的に遊べる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しく遊ぶ子ども ・創意工夫し、最後までやり遂げる子ども ・心地よく眠る子ども <p>(2) 集団の中で生き生きと活動し、仲間を大切にできる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思いやりのある子 ・楽しさを分かちあえる子ども ・ありがとうと言える子ども ・ごめんなさいを素直に言える子ども <p>(3) 様々な体験を通して感動し伸び伸びと表現できる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感動を表現できる子ども ・考えたことを表現できる子ども

7. 子どもの保育目標

0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる静かな環境にもとで、担当保育者との愛着・信頼関係を築く。 ・家庭と連携しながら、一人ひとりに応じた生活リズムを作り、快適に過ごす。 ・目と口と手(指)で、見て触れて感じられる環境を作り、探索活動が活発になる。 ・一人ひとりの表出を受け止め、喃語や発語に応答し、感情交流が豊かになる。 ・這う、伝い歩き、歩行、よじ登る等自分の意志で行動できることを喜ぶ。
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの生理的欲求や自我の芽生えを大切に受け止めながら、情緒の安定を図る。 ・安心できる保育者との信頼関係の中で、簡単な身の回りのことを自分でやろうとする。 ・尿意を感じてトイレで排泄する。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。 ・異年齢児との関わりで一緒に行動したり、同じ遊びを楽しんだりすることができる。 ・自分から体を動かすことを楽しむ。 ・好き嫌いをなくし、楽しく食べることができるようになる。 ・生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などがわかり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする。

8. 保育計画

<p>・保育の目標を達成するために、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的、計画的に構成され保育園の生活全体を通して、総合的に展開されるよう『全体的な計画』を作成しています。『全体的な計画』に基づき、各クラスにおいて具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発表を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しています。</p>
--

9. 保育を提供する曜日、休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始(12月29日から1月3日) ※臨時休園日(台風襲来等による警報発令時、感染症流行など)

10. 保育時間（標準時間認定・短時間認定）

標準保育	月曜日～土曜日 7:30～18:30
短時間保育	月曜日～土曜日 8:30～16:30
延長保育	月曜日～金曜日 18:30～19:00

※ 延長保育は要予約となっております。

【延長保育について】

- ・月極めの延長保育を希望の場合は、利用開始前までに「延長保育申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。
- ・当日、お仕事の都合や交通事情により、延長保育を利用する場合は、予定がわかった時点で園までご連絡下さい。
- ・延長保育の利用対象児は下記のとおりです。
 - ① 就労により申請認定されている保育時間以外に保育が必要な方
 - ② 急な予定外の就労や残業等で申請した保育時間を超えて保育が必要となった方

【延長保育料】

	利用時間	料金
標準時間認定児	18:30～19:00	30分 150円（当日払）
短時間認定児	16:30～19:00	30分 150円（当日払）

11. 利用料金

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)
------------------	-----------------------------

○保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

- ・帽子 (1,100円)、体操着 (1,320円)、おたよりケース (320円)
- その他、実費徴収が必要な場合は事前に連絡いたします。

1 2. 料金の支払い方法

利用者負担 (月額保育料)	毎月の利用者負担額（保育料）、給食費及びその他費用を金融機関口座から自動引落（以下、口座振替）させていただきます。引落日は毎月末日です。 ※納付書による払込方法もあります。
延長保育料金	現金にて当日払いです。

1 3. 利用の開始及び終了

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園含む)・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

1 4. 慣らし保育について

入園後、約1～2週間程度慣らし保育（短縮保育）を実施します。お子様の月齢や状況によって変更の可能性もあります。（事前に相談可）

1 5. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。第一に子どもたちのことを考えた保育を行い、子どもたちがのびのびと健やかに、また安心安全に過ごすことのできる環境を整えます。子どもたちが登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられることができ、子どもたちと保護者に寄り添える保育と保護者支援を提供します。

16. 給食・おやつについて

(1) 自園調理

給食の方針	食べることは「楽しい時間である」ということを第一に、「食の大切さ」を伝えていくことを考えています。生育歴や入所後の記録などから、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにします。また、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具、食器、ランチルームの整備等に配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫します。年間を通じた食育目標を立て、食育計画に沿って月齢や成長に合わせた食育活動を実践します。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表・食育だよりをお配りします。また、日々のメニュー表を玄関へ掲示、またはホームページ等で一日のお子様の様子がわかるようにします。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）をご提出して下さい。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食でご対応いたします。

(2) 毎月1回、第1水曜日はお弁当会となっております。

(3) 衛生管理等について、調理従事職員・保育に携わる職員の検便検査の実施（毎月1回）により衛生管理を徹底しています。

17. 嘱託医

(小児科医)

医療機関の名称	浦添共同クリニック
担当医氏名	嘉数 健二
所在地	〒901-2126 浦添市宮城3丁目1-5 サンハイツN 2F
電話番号	098-870-8060
提携内容	園児の内科健診（年2回）および健康相談

(歯科医)

医療機関の名称	医療法人 幸輪会 サザン歯科やえせ
担当医師氏名	山田 勲
所在地	〒901-0405 島尻郡八重瀬町伊覇273-6
電話番号	098-998-7171
提携内容	園児の歯科健診（年2回）及び歯の健康相談

18. 緊急時における対応

- 当施設は南部徳洲会病院と提携しており、お子さまの健康状態の急変、けがを負った場合にお連れすることにしております。また、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

医療機関：南部徳洲会病院

所在地：〒901-0493

沖縄県島尻郡八重瀬町外間171番地1

電話：098-998-3221

※緊急連絡については、「コドモン緊急メール」を使用します。

19. 非常災害対策

防火管理者	企業主導型保育園 管理者 仲村寿代
消防計画届出年月日	島尻消防組合 令和5年10月18日
避難訓練	・年間計画に基づき、火災・地震・不審者侵入を想定した避難訓練を毎月行っています（避難経路確認訓練・園児の誘導・通報訓練等） ・年に1回、法人本部・島尻消防との合同訓練を行っています
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、消防機関通報火災報知設備

20. 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

○児童虐待についての研修を年に1回以上行います

○児童虐待が疑われる場合は関係機関に通報し協議を行います

○児童虐待防止マニュアルの作成・運用

21. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副主任 各クラス担任
相談・苦情解決責任者	法人事務局、統括延長
第三者委員	民生委員 玉城恒夫、介護福祉士 呉屋治
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けします。 ※保育園入口に意見箱を設置しております。

22. 契約している保険の加入状況

【賠償責任保険】

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険金額	身体：5,000万円/1名 1億/1事故 財物：300万円/1事故

【損害保険】

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険金額	死亡・後遺障害：300万円 入院日額：3,000円 通院日額：3,000円

2 3. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当園では、園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的のために利用します。

(2) 情報の保護

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないよう適切に管理いたします。

ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合

2 4. その他（メモ）

しののめ nursery school (I) 重要事項説明書に関する同意書

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

保育事業所の名称：しののめ nursery school (I)

保育事業所所在地：沖縄県南城市大里字大城 1392 番地

園 長：石 島 学 印

説 明 者： 印

私は、しののめ nursery school (I) の利用にあたっての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

住 所：

保護者氏名： 印

児童との続柄：

児 童 氏 名：

年 齢： 歳

